

令和 8 年 8 月 2 0 日開催

都市基盤整備・危機管理対策特別委員会

委 員 長 報 告

令 和 8 年 9 月 定 例 会

委 員 長 若 谷 正 巳

去る8月20日に開催されました当委員会の審査概要について、ご報告申し上げます。

「避難所環境整備用資機材等について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

近年の大規模災害では、避難所生活の長期化に伴い、避難所における生活環境の改善が重要な課題となっており、本市においては、令和6年能登半島地震などの教訓を踏まえ、避難者が安心して生活できる環境を確保するため、避難所環境整備用資機材の拡充を進めているとのこと。

本報告における資機材の購入は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用しており、まず、災害用集合トイレについては、大型のテントを組み立てて設置する女性専用の集合型仮設トイレであり、7つある個室のうち、1か所は車椅子用に広い個室となっているとのこと。利点として、女性のプライバシー保護や、複数人の同時使用による待ち時間の短縮などが挙げられるとのこと。

次に、非常用ろ過浄水器については、プールの水などを手動式のポンプでろ過し、生活用水を製造することができる浄水器であり、1基当たりの最大製造量は約5,000リットルであるとのこと。利点として、電源が不要であることや、軽量で持ち運びが容易であることなどが挙げられるとのこと。

次に、簡易ベッドについては、簡単に設置できる折り畳み式のベッドであり、利点として、軽量で持ち運びが容易であることに加え、エコノミークラス症候群や低体温症等の健康被害を予防できることなどが挙げられるとのこと。

最後に、パーテーションについては、ワンタッチで設置できるナイロン製の間仕切りであり、利点として、設置方法が簡単であることや、プライバシー保護のほか、感染症対策等として活用できることが挙げられるとのこと。

今後も引き続き、過去の災害から得た教訓や避難者のニーズを踏まえ、避難所環境の一層の充実に取り組み、計画的な資機材の整備を進めていくとのことでありました。

以上のような説明に対して、各一次指定避難所における資機材の備蓄数の根拠について、簡易ベッドの耐荷重について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

なお、現地視察として、避難所環境整備用資機材等について視察をいたしましたことを付言いたしまして、報告を終わります。